

休眠預金等活用法の施行に伴う預金等の異動事由について

平成30年1月1日

平成30年1月1日の休眠預金等活用法の施行に伴い、当行で取扱いする預金に関し、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱いますのでお知らせいたします。

休眠預金等活用法とは

- ・ 休眠預金等活用法とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の略称です。
- ・ 「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」のことを指し、お客様の預金が「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。
移管対象となる預金については事前に徳島銀行ホームページにおける公告によりお知らせします。
- ・ 休眠預金等活用法第3条第2項および施行規則第7条第4項に基づき、残高が1万円以上ある場合には公告前に通知書を発送させていただきます。本通知書をお受け取りになられた場合、発送日を基準として10年間は休眠預金となることはありません。
- ・ お客様の預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの徳島銀行にお申し付けください。なお、休眠預金として預金保険機構に移管された場合でもお申し出があれば払戻できますので、ご安心ください。

休眠預金等活用法に係る異動事由

預金等の種類	異動事由
当座預金	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。） 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） （a）公告の対象となる預金であるかの該当性 （b）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく入金専用通帳の発行があったこと
普通預金、 普通預金（決済用普通預金）、 貯蓄預金	引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。） 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。） 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（こ

	<p>の預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、(a)公告の対象となる預金であるかの該当性 (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと 預金者等からの申し出による預金種別の変更及び移管があったこと 「とくぎん総合口座取引規程」、「とくぎん新総合口座規程」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>総合口座、 新総合口座</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)</p> <p>(a)公告の対象となる預金であるかの該当性 (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと 預金者等からの申し出による預金種別の変更及び移管があったこと 「とくぎん総合口座取引規程」、「とくぎん新総合口座規程」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>納税準備預金</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)</p> <p>(a)公告の対象となる預金であるかの該当性 (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと 預金者等からの申し出による移管があったこと</p>
<p>通知預金、 積立式定期預金、 定期積金</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(こ</p>

	<p>の預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと</p> <p>預金者等からの申し出による移管があったこと</p>
別段預金	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出による移管があったこと</p>
<p>期日指定定期預金、 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)</p> <p>自由金利型定期預金(元本一部解約可能定期預金)</p> <p>自由金利型定期預金(大口定期)</p> <p>変動金利定期預金</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと</p> <p>預金者等からの申し出による移管があったこと</p>
<p>自動継続期日指定定期預金、 自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)</p> <p>自動継続自由金利型定期預金(元本一部解約可能定期預金)</p> <p>自動継続自由金利型定期預金(大口定期)</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りします。)</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く。) 繰越があったこと</p> <p>預金者等からの申し出による移管があったこと</p> <p>「とくぎん総合口座取引規程」、「とくぎん新総合口座規程」にもとづく他の預金</p>

<p>自動継続変動金利 定期預金、 利息分割受取型定期預金</p>	<p>について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>非居住者円普通預金、 非居住者円定期預金</p>	<p>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>（a）公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>（b）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。） 繰越があったこと</p> <p>預金者等からの申し出による移管があったこと</p>